

2019年度 子どもの貧困、虐待の防止、虐待を受けた子どものケアに関する事業への助成
【助成要綱】

兵庫県共同募金会・神戸市共同募金委員会

○対象団体

神戸市内で地域における「子どもの貧困、虐待の防止、虐待を受けた子どものケア」に関する活動を行っている団体やグループ。(法人格の有無は問わない。任意団体も対象とする。ただし、個人や営利企業は対象外。)

申請時点で、1年以上の活動歴が必要。

○対象となる活動内容

- (1) 子どもの虐待防止・・・虐待防止プログラムの普及や、かつて虐待を受けた子どもの支援活動等
- (2) 子どもの貧困改善のプラットフォーム構築
- (3) 生活支援・・・生活困窮世帯等の子どもの居場所づくり、こども食堂支援
- (4) 経済的支援・・・生活困窮世帯等の子どもの進学支援、社会的養護施設退所時の進学・生活支援等
- (5) 保護者の就労支援・・・生活困窮世帯等の親の就業の支援
- (6) 教育支援・・・就学援助、奨学金支援、学習支援

○対象費目

- (1) 拠点整備費
- (2) 備品整備費
- (3) 会場費・会議費
- (4) 旅費交通費
- (5) 通信運搬費
- (6) 印刷消耗品費
- (7) 人件費、謝金
- (8) その他、上記の「○対象となる活動内容」に沿った費目

※ただし、以下の場合については対象としない。

- ・団体の活動維持が目的であると判断される場合
- ・「対象となる活動内容」に直接かかわると判断できない場合
- ・申請する対象費目に関して、地方公共団体または他の助成金が充てられている場合

○事業実施の対象期間

2019年8月～2020年3月末までに実施される活動を対象とする。

○助成額

助成率は事業費総額の100%とし、20万円を上限とする。

○助成申請受付期間

2019年10月10日（木）から11月8日（金）までに、「様式1①申請書」、「様式1②助成金支出見込表」、及び下記に掲げる添付書類を本会に提出すること。

◎添付書類

【すべての団体】

- ・会則、定款等
- ・団体の活動実績がわかる書類（様式は問いません）

※（1）拠点整備費（2）備品整備費（3）会場費・会議費を含む助成を希望する団体は、見積書・カタログ等（申請段階では一業者の見積りで可、インターネットの販売サイトの資料でも可）を添付すること。

○助成決定までのスケジュール

応募受付（10/10～11/8） ⇒ 審査（11月中） ⇒ 結果通知（～12月中旬）

※審査により不採択、減額される場合あり

○助成事業の報告について

指定の様式により、団体名、活動名、活動の目的・内容、活動の対象者・対象人数、助成金の使途内訳（領収証のコピー添付）、活動写真を添えて報告すること。

なお、本会に提出された報告は、寄付者に報告する。

※ありがとうメッセージや写真、活動レポートなどを提出すること。

○その他

申請内容を各関係機関と情報共有する場合がある。

<問い合わせ先>

神戸市共同募金委員会（北川、玉置）

〒651-0086 神戸市中央区磯上通 3-1-32 神戸市社会福祉協議会 地域福祉課内

TEL：271-5317 FAX：271-5366 E-mail：tiiki@with-kobe.or.jp